特集《今どきの著作権法》

知っておきたい最新著作権判決例(その4)

令和 4 年度著作権委員会第 3 部会 中川 勝吾

要約-

令和 4 年度著作権委員会第 3 部会において、弁理士として知っておきたいものとして選定した著作権法に関する判決の一つである。世間の注目を集めた「音楽教室事件」に関し、2022 年 10 月 24 日、最高裁は JASRAC の上告を棄却する判決を下した。本件は、音楽教室を運営する法人及び個人(以下「X ら」という)が、X らの音楽教室における楽曲の使用(教師及び生徒の演奏並びに録音物の再生)は、「公衆に直接…聞かせることを目的」とした演奏(著作権法 22 条)に当たらないことなどから、X らの音楽教室における楽曲の使用にかかわる請求権(著作権侵害に基づく損害賠償請求権又は不当利得返還請求権)を有しないと主張して、JASRAC に対し、同請求権の不存在確認を求めた事案である。最高裁が演奏の利用主体について一般的判断規範を示した本件を紹介する。

音楽教室事件

音楽教室の運営者と演奏技術等の教授に関する契約をした者(生徒)のレッスンにおける演奏に 関し上記運営者が音楽著作物の利用主体であるということはできないとされた事例

本判決

最高裁判所第一小法廷 令和3年(受)第1112号

控訴審

知的財産高等裁判所 令和2年(ネ)第10022号

第一審

東京地方裁判所 平成 29 年(ワ)第 20502 号

平成29年(ワ)第25300号

目次

- 1. 事案の概要
- 2. 訴訟の経過
 - (1) 経過の概要
 - (2) 第一審判決
 - (3) 控訴審判決(4) 本判決
- 3. 解説

1. 事案の概要

本件は、著作権等管理事業法(平成12年法律第131号)に基づく文化庁長官の登録を受けた著作権管理事業者である一般社団法人日本音楽著作権協会(以下「JASRAC」という)が、JASRACの管理する著作物の演奏等について、音楽教室、歌唱教室等からの使用料徴収を平成30年1月1日から開始することとし、平成29年6月7日、文化庁長官に対し、使用料規程「音楽教室における演奏等」の届出を行ったところ、教室又は生徒の居宅において音楽の基本や楽器の演奏技術・歌唱技術の教授を行っている音楽教室を運営する法人及び個人(法人教室249

社、個人音楽教師 2 名。以下「X ら」という)が、X らの音楽教室における楽曲の使用(教師及び生徒の演奏並びに録音物の再生)は、「公衆に直接…聞かせることを目的」とした演奏(著作権法 22 条)に当たらないことなどから、JASRAC は、X らの音楽教室における JASRAC の管理する楽曲の使用にかかわる請求権(著作権侵害に基づく損害賠償請求権又は不当利得返還請求権)を有しないと主張して、JASRAC に対し、同請求権の不存在確認を求めた事案である。本件の争点は、① X らについての確認の利益の有無、②音楽教室における演奏が「公衆」に対するものであるか、③音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか、④音楽教室における 2 小節以内の演奏について演奏権が及ぶか、⑤演奏権の消尽の成否、⑥録音物の再生にかかる実質的違法性阻却事由の有無、⑦権利濫用の成否、である。

最高裁は、生徒の演奏における利用主体は音楽教室ではないと判断したことから、本稿では、演奏における利用 主体に着目して本件を紹介する。

2. 訴訟の経過

(1) 経過の概要

2020年2月28日、東京地裁は、教師による演奏、生徒による演奏のいずれについても楽曲の利用主体は X らであるとして、X らの請求を全て棄却した⁽¹⁾。これに対して、X らが控訴し、2021年3月18日、知財高裁は、教師による演奏における利用主体は X らであるとする第一審の判断を維持する一方で、生徒らによる演奏における利用主体は生徒であると判断し、第一審判決を一部変更した⁽²⁾。控訴審判決に対して、JASRACと X らの双方が上告申立て・上告受理申立てを行ったが、最高裁は JASRAC による上告申立て理由の「生徒の演奏による著作物の利用主体に係る法律判断の誤り」についてのみ上告審として受理した。2022年10月24日、最高裁は、X らと演奏技術等の教授に関する契約を締結した生徒の楽曲の演奏に関し、X らが楽曲の利用主体であるということはできないとして、JASRAC の上告を棄却する判決を下した⁽³⁾。

(2) 第一審判決

第一審判決は、音楽教室における音楽著作物の利用主体の判断基準に関し、「X らの音楽教室のレッスンにおける教師及び生徒の演奏は、営利を目的とする音楽教室事業の遂行の過程において、その一環として行われるものであるところ、音楽教室事業の上記内容や性質等に照らすと、音楽教室で利用される音楽著作物の利用主体については、単に個々の教室における演奏の主体を物理的・自然的に観察するのみではなく、音楽教室事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面を含めて総合的かつ規範的に判断されるべきであると考えられる。かかる観点からすると、X らの音楽教室における音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、利用される著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって枢要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって判断するのが相当である(クラブキャッツアイ事件最高裁判決、ロクラク II 事件最高裁判決参照)。また、著作物の利用による利益の帰属については、上記利用主体の判断において必ずしも必須の考慮要素ではないものの、本件における著作物の利用主体性の判断においてこの点を考慮に入れることは妨げられないと解すべきである(ロクラク II 事件最高裁判決の補足意見参照)」という規範を示した。

そして、音楽教室のレッスンで演奏される課題曲の選定と、音楽教室における音楽著作物の演奏を行う施設(教室)及び演奏に必要な設備(音響設備、録音物の再生装置等)には、いずれもXらの管理・支配が及んでいるとした。また、音楽教室の生徒がXらに対して支払うレッスン料の中には、教師の教授料のみならず、音楽著作物の利用の対価部分が実質的に含まれているというべきであり、音楽教室における音楽著作権の利用による利益はXらに帰属していると認めるのが相当であるとして、教師による演奏、生徒による演奏のいずれについても音楽著作物の利用主体はXらであると結論づけた。

(3) 控訴審判決

控訴審判決は、音楽教室における音楽著作物の利用主体の判断基準に関し、「X らの音楽教室のレッスンにおける教師又は生徒の演奏は、営利を目的とする音楽教室事業の遂行の過程において、その一環として行われるものであるが、音楽教室事業の上記内容や性質等に照らすと、音楽教室における演奏の主体については、単に個々の教室における演奏行為を物理的・自然的に観察するのみではなく、音楽教室事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面からの観察も含めて総合的に判断されるべきであると考えられる。このような観点からすると、音楽教室における演奏の主体の判断に当たっては、演奏の対象、方法、演奏への関与の内容、程度等の諸要素を考慮し、誰が当該音楽著作物の演奏をしているかを判断するのが相当である(最高裁平成 21 年(受)第 788 号同 23 年 1 月 20 日第一小法廷判決・民集 65 巻 1 号 399 頁(ロクラク II 事件最高裁判決〕参照)」という規範を示した。

音楽教室事業者である教師の演奏については、「教師を兼ねる個人事業者たる音楽教室事業者や、個人教室を運営する者が教師として自ら行う演奏については、その主体が音楽教室事業者であることは明らかである」とし、音楽教室事業者ではない教師が音楽教室において行う演奏については、「Xらは、教師に対し、本件受講契約の本旨に従った演奏行為を、雇用契約又は準委任契約に基づく法的義務の履行として求め、必要な指示や監督をしながらその管理支配下において演奏させているといえるのであるから、教師がした演奏の主体は、規範的観点に立てばXらであるというべきである」として、Xらが演奏の利用主体であると結論づけた。

生徒の演奏については、「生徒は、Xらとの間で締結した本件受講契約に基づく給付としての楽器の演奏技術等の教授を受けるためレッスンに参加しているのであるから、教授を受ける権利を有し、これに対して受講料を支払う義務はあるが、所定水準以上の演奏を行う義務や演奏技術等を向上させる義務を教師又はXらのいずれに対しても負ってはおらず、その演奏は、専ら、自らの演奏技術等の向上を目的として自らのために行うものであるし、また、生徒の任意かつ自主的な姿勢に任されているものであって、音楽教室事業者であるXらが任意の促しを超えて、その演奏を法律上も事実上も強制することはできない」、「生徒は、専ら自らの演奏技術等の向上のために任意かつ自主的に演奏を行っており、Xらは、その演奏の対象、方法について一定の準備行為や環境整備をしているとはいえても、教授を受けるための演奏行為の本質からみて、生徒がした演奏をXらがした演奏とみることは困難といわざるを得ず、生徒がした演奏の主体は、生徒であるというべきである」と結論づけた。

(4) 本判決

本判決は、生徒の演奏について、「演奏の形態による音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、演奏の目的及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮するのが相当である。Xらの運営する音楽教室のレッスンにおける生徒の演奏は、教師から演奏技術等の教授を受けてこれを習得し、その向上を図ることを目的として行われるのであって、課題曲を演奏するのは、そのための手段にすぎない。そして、生徒の演奏は、教師の行為を要することなく生徒の行為のみにより成り立つものであり、上記の目的との関係では、生徒の演奏こそが重要な意味を持つのであって、教師による伴奏や各種録音物の再生が行われたとしても、これらは、生徒の演奏を補助するものにとどまる。また、教師は、課題曲を選定し、生徒に対してその演奏につき指示・指導をするが、これらは、生徒が上記の目的を達成することができるように助力するものにすぎず、生徒は、飽くまで任意かつ自主的に演奏するのであって、演奏することを強制されるものではない。なお、Xらは生徒から受講料の支払を受けているが、受講料は、演奏技術等の教授を受けることの対価であり、課題曲を演奏すること自体の対価ということはできない。これらの事情を総合考慮すると、レッスンにおける生徒の演奏に関し、Xらが本件管理著作物の利用主体であるということはできない。」と判断して、JASRACの上告を棄却した。

3. 解説

最高裁では、本件は、Xらが、JASRACを被告として、JASRACのXらに対する本件管理著作物(JASRACの管理に係る音楽著作物)の著作権(演奏権)の侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権等が存在しないことの確認を求める事案において、レッスンにおける生徒の演奏に関し、Xらが本件管理著作物の利用主体であ

るか否かが争われた。

演奏の利用主体の判断基準について、第一審判決は、クラブキャッツアイ事件最高裁判決⁽⁴⁾とロクラクⅡ事件最高裁判決⁽⁵⁾を参照して、教師による演奏、生徒による演奏のいずれについても音楽著作物の利用主体は X らと結論づけたのに対して、控訴審判決は、ロクラクⅡ事件最高裁判決のみを参照し、「音楽教室における演奏の主体の判断に当たっては、演奏の対象、方法、演奏への関与の内容、程度等の諸要素を考慮し、誰が当該音楽著作物の演奏をしているかを判断するのが相当である」と述べた上で、教師の演奏と生徒の演奏について個別に検討がなされた。

控訴審判決は、教師の演奏については、雇用契約又は準委任契約に基づく音楽教室事業者の管理支配下においてなされたといえることから、教師がした演奏の利用主体は、規範的観点に立てば X らであると結論づけており、生徒がした演奏については、生徒の演奏は、専ら、自らの演奏技術等の向上のために任意かつ自主的に演奏を行っている等として、演奏の利用主体は生徒であると結論づけ、第一審判決を一部変更している。控訴審判決が確定した場合、すなわち、生徒の演奏については X らが演奏の利用主体ではないことが確定した場合には、JASRAC は音楽教室事業者からの使用料徴収を実質的に諦めざるを得ないとの経済的観点からの見解が示されている (6)。

本判決は、クラブキャッツアイ事件と同じく演奏の利用主体について判断したものであるが、クラブキャッツアイ事件最高裁判決に言及せず、「演奏の形態による音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、演奏の目的及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮するのが相当である」と一般的判断規範を示している。これは、ロクラク Π 事件最高裁判決に類似しているが、ロクラク Π 判決における「演奏の対象、方法」が「演奏の目的及び態様」と修正されている点で異なる。最高裁が文言を修正した理由は明らかではないが、ロクラク Π 事件最高裁判決が複製の主体を判断したものであるのに対し、本判決は演奏の主体を判断したものであることが起因しているとも考えられる。本判決は、利用主体の判断について一般的判断規範を示したが、諸般の事情を総合的に考慮して利用主体が判断されるため、実務上、具体的な事案について利用主体を予測するのは難しいと思われる。

最高裁は、本件について上告不受理とする選択肢があったにも関わらず、あえて「生徒」の演奏に関する部分について上告を受理して、クラブキャッツアイ事件最高裁判決を参照せず、演奏に関する利用主体の一般的判断規範を示したことから、最高裁は本判決によってカラオケ法理 $^{(7)}$ に終止符を打ったとの見解や、長年機能してきたカラオケ法理からの決別を宣言したものとの見解がある $^{(8)(9)}$ 。なお、JASRAC は、上告受理申立ての理由において、控訴審の判断はクラブキャッツアイ事件最高裁判決に反する旨を主張したが、最高裁は、「事案を異にし、本件に適切でない」としている。

最高裁が上告を受理しなかったことから、教師による演奏は著作権が及ぶとする控訴審判決が確定している。教師については、音楽教室事業者との雇用契約関係や準委任契約関係によって音楽教室事業者の管理支配下において演奏がなされていることから、妥当な結論だと思われる。生徒の演奏について、利用主体は音楽教室事業者ではなく生徒であるとする結論は、常識に沿っておりバランスがとれている等として世間に受け入れられているようである⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾⁽¹²⁾。

一方で、生徒の演奏について、演奏技術等の向上を目指すのであれば、パブリック・ドメインに属する楽曲を利用すれば足りることや、本教室で学べばヒット曲を演奏できるようになることをセールスポイントとしてより多くの生徒を獲得しようと意図が含まれることなどを理由として、本判決の結論に疑問を覚えるとする見解がある⁽¹³⁾。音楽教室が著作物の利用から利益を得ようとする事業を展開しており、その利益の獲得に貢献している著作物の創作者に報い、創作のインセンティブを確保するために著作権者に一定の対価を還流させるべきとの説得力のある理由が述べられている。

教室における教師の演奏に関しては、音楽教室事業者が利用主体と判断されたことから、弁理士が音楽教室や歌唱教室はもとより、アナウンス教室やダンス教室等から、例えば、言語の著作物や舞踊の著作物の利用に関する相談を受けた場合は、教師の行為に関してはその教室の運営者が著作物の利用主体と評価され得ることに留意した対応が必要となる。

以上

知っておきたい最新著作権判決例 (その4)

(注)

- (1) 東京地方裁判所 平成 29 (ワ) 第 20502 号等 https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail7?id=89632
- (2) 知的財産高等裁判所 令和 2 (ネ) 第 10022 号 https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail7?id=90223
- (3) 最高裁判所第一小法廷 令和 3 (受) 第 1112 号 https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=91473
- (4) 最高裁判所第三小法廷 昭和 59 年 (オ) 第 1204 号

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52186

裁判要旨「スナック等の経営者が、カラオケ装置と音楽著作物たる楽曲の録音されたカラオケテープとを備え置き、客に歌唱を勧め、客の選択した曲目のカラオケテープの再生による伴奏により他の客の面前で歌唱させるなどし、もつて店の雰囲気作りをし、客の来集を図つて利益をあげることを意図しているときは、右経営者は、当該音楽著作物の著作権者の許諾を得ない限り、客による歌唱につき、その歌唱の主体として演奏権侵害による不法行為責任を免れない。」

(5) 最高裁判所第一小法廷 平成 21 年 (受) 第 788 号

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=81015

裁判要旨「放送番組等の複製物を取得することを可能にするサービスにおいて、サービスを提供する者が、その管理、支配下において、テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器に入力していて、当該機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる場合、その録画の指示を当該サービスの利用者がするものであっても、当該サービスを提供する者はその複製の主体と解すべきである。」

(6) 安藤和宏「東洋法学」第65巻第1号、217-218頁

「もし本判決が確定すると、JASRAC は著作権使用料である受講料収入の 2.5% を見直さざるを得ず、苦しい対応を迫られるだろう。なぜなら、受講料収入の 2.5% は、教師の演奏だけでなく、生徒の演奏に対する著作権使用料も含まれているからである。音楽教室では生徒の演奏がほとんどを占め、教師の演奏はほんのわずかである。仮に教師の演奏時間が全体の 1/10 とすると、著作権使用料は受講料収入の 0.25% になるはずである。JASRAC は徴収額を $10\sim20$ 億円と見込んでいるため、0.25% という料率を適用すると、徴収額は $1\sim2$ 億円となる。これではコストがかかり過ぎるため、JASRAC は音楽教室事業者からの使用料徴収を実質的に諦めざるを得ないだろう。

(7) 半田正夫・松田政行 編「著作権法コメンタール 3 [第2版]」 勁草書房、460 頁

「著作権侵害主体と判断するにあたっては、①管理・支配性、②経済的利益の帰属の2点がメルクマールとなっている。このクラブ・キャッツアイ事件上告審判決がとった法理を、いわゆる「カラオケ法理」と呼び、以後、下級審において、物理的・直接的侵害行為者ではない者に対する著作権侵害を問う場合に、この「カラオケ法理」が適用されてきた。」

- (8) 上野達弘「法学教室 | No.511、55 頁
- (9)池村聡「ジュリスト」No.1580、69 頁
- (10) 朝日新聞「生徒演奏 著作権料は不要」2022年10月25日、朝刊
- (11) 読売新聞「音楽教室「ほっとした」」2022年10月25日、朝刊
- (12)日本経済新聞「著作権の議論深める契機に」2022年10月27日、朝刊
- (13) 田村善之「WLJ 判例コラム」第 288 号、19 頁

(原稿受領 2023.8.14)